

伊丹市宅地開発等指導要綱に基づく道路構造基準

(適用)

第1条 この基準は、伊丹市宅地開発等指導要綱第8条2項に規定する伊丹市道路構造基準で、同要綱が適用される開発事業において整備される公共施設（道路）のうち、伊丹市へ帰属並びに寄付される場合、または伊丹市と無償使用貸借契約を締結する場合に適用する。本基準に明記されていない事項等については、個別協議の対象とする。

(調査)

第2条 開発事業者は、開発事業区域及びその周辺の道路、排水施設及びその他の公共施設、公益施設並びに周辺地域の土地利用・建築物の建築状況等について、その位置及び利用状況等の現況を十分調査するものとする。

(調査資料の提出)

第3条 開発事業者は、前条の調査結果について道路管理者が必要と認めるものは、その資料を提出するものとする。

(基本計画)

第4条 道路は、開発区域外の道路の機能を阻害することなく、歩行者の安全と自動車等の交通の円滑化が図られるよう、次の各号に掲げる基本計画を満たすものとする。

- (1) 開発事業区域に接する道路及び開発事業区域内道路は、市の道路計画に配慮すること。
- (2) 都市計画法、道路法、伊丹市道路の構造基準等に関する条例並びに伊丹市高齢者、障害者等の移動等円滑化のための道路の構造に関する基準を定める条例等各関係法令を遵守すること。
- (3) 道路は、開発区域外の交通に支障をきたさないよう計画すること。
- (4) 道路の構造は、原則として本基準に定めるものの他、伊丹市道路の構造基準等に関する条例並びに伊丹市高齢者、障害者等の移動等円滑化のための道路の構造に関する基準を定める条例、舗装設計施工指針、アスファルト舗装要綱及びセメントコンクリート舗装要綱等の各種基準に準じて計画すること。

(配置計画)

第5条 街区計画は、原則として住宅地にあつては街区の形状を矩形とし、その長辺は80m以下、短辺は40m以下を標準とし、住宅地以外にあつては予定建築物の用途等を勘案して定めるものとする。

- 2 開発区域内に設置する道路の幅員は、開発区域の規模及び予定建築物の用途に応じて、別表（1）に掲げる幅員以上とすること。
- 3 開発区域内の主たる道路は、その幅員以上の開発区域外の道路に接続させること。

4 道路は、袋路状道路とせず、通り抜けを基本とすること。やむを得ず袋路状とする場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 袋路状のときは、転回広場が設けられていること。(戸建て住宅・兼用住宅・長屋住宅)

(2) 袋路状のときは、当該道路に接して建てる住宅(戸建て住宅・兼用住宅・長屋住宅)は、10戸以下かつ、当該道路の延長は70m以下とすること。

(3) 袋路状道路で、道路の延長が35mを超えるときは、道路の終端及び中間(35mを超えないこと)に転回広場を設けること。(別図(1)参照)

5 道路の幅員が9m以上のものは、歩車道を分離し、歩道は縁石または防護柵によって車道から分離されていること。

6 学校周辺、公園、通勤・通学経路等の土地利用計画を勘案した動線に基づき、歩行者専用道路、及び自転車歩行者道を有効に配置すること。

(横断面構成)

第6条 道路の横断面構成は、原則として別図(2)のとおりとする。

(道路勾配)

第7条 道路の縦断勾配は、7%以下とする。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、おおむね30mの区間に限り9%以下とすることができる。

なお、既存道路の勾配については、別途協議するものとする。

2 道路の横断勾配は、次のとおりとする。

(1) 車道	アスファルト舗装等	1.5 ～ 2.0 %	(放物線)
(2) 歩道	透水性舗装以外	1.5 ～ 2.5 %	(直線)
	透水性舗装	1.0 %以下	(直線)

(階段)

第8条 道路は、階段状でないものとする。ただし、もっぱら歩行者の通行の用に供する小区間(街区の短辺程度)のもので、次に掲げるすべての基準に適合することにより通行の安全上、支障のないものについてはこの限りでない。

(1) 階段の有効幅員が1.8m以上であること。

(2) 階段のけあげ寸法が15cm以下、踏面の寸法が30cm以上であること。

(3) 垂直高3mを超える場合においては、3m以内ごとに踏面2m以上の踊場を設けること。

(4) コンクリート等の耐久性のある材料を使用していること。

(5) 通行の安全上、手すり等の施設を設けること。

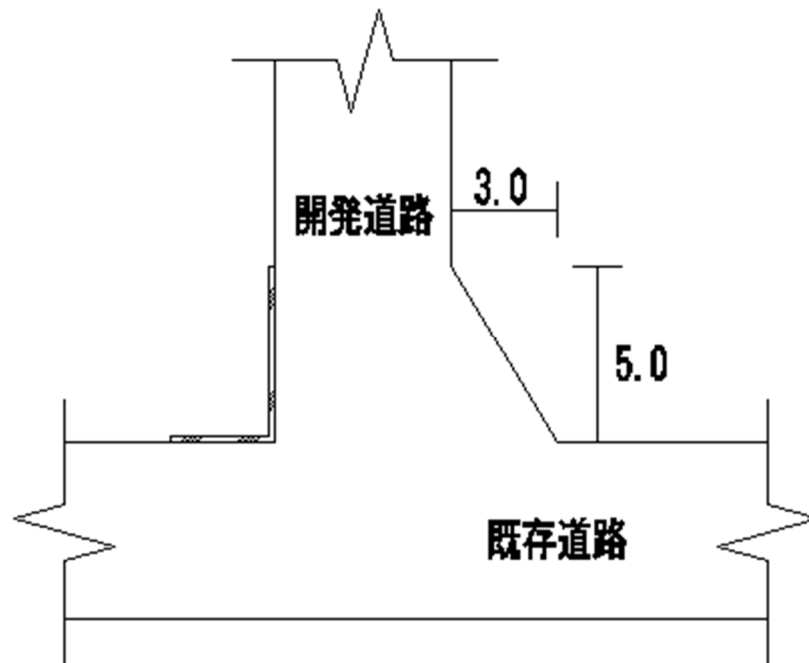
(コミュニティ道路等)

第9条 コミュニティ道路及び緑道等特別な基準に基づき設置する道路については、別途協議するものとする。

(隅切り)

第10条 道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は道路の曲がり角は、適当な長さで隅切り部を設けること。道路の交差は、原則として60度以上で直角に近い角度とし、両側隅切りを原則とする。また交差部分に設ける隅切りの長さは別表(2)によるものとする。

- 2 開発事業区域の形状等からやむを得ず片隅切りとする場合は、下図を標準とする。
その場合、建築物の敷地、用途及び規模等により通行の安全上支障のないようにしなければならない。



(道路排水基準)

第11条 道路の雨水等を有効に排出するため、側溝、街渠、その他必要な施設を道路用地内に設置するものとする。

- 2 道路の排水施設の構造については、別図(3)～(9)のほか、小型構造物標準図集(兵庫県県土整備部 平成25年12月)を標準とする。

なお、自転車ネットワーク路線など道路や交通状況に応じた自転車通行空間の整備に取り組む必要がある路線や、現場条件がこれらにより難しい場合は、別途協議するものとする。

(道路の舗装)

第12条 車道の舗装は、アスファルト舗装とし、その構成は別図(10)を標準とする。ただし、アスファルト舗装以外の舗装(美装化するアスファルト舗装も含む)で、整備することが決定されている場合を除く。

なお、舗装の施工に先立ち、原地盤等の状態を確認し、必要に応じ、原地盤の改良等必要な措置を講じるものとする。

2 歩道の舗装は、透水性舗装とし、その構成は別図(11)を標準とする。ただし、平板ブロック舗装、インターロッキング舗装、レンガブロック舗装等については、道路管理者と協議するものとする。

なお、別図(12)は、透水性舗装以外の構成を示すが、施工については道路管理者と協議するものとする。

(歩道の形式)

第13条 道路空間のバリアフリーの観点から、歩道面を車道面より高く、かつ縁石天端高より低くする構造のセミフラット形式型を基本とし、歩道(縁石を除く)は車道に対して5cm高を標準とする。ただし、沿道等の状況によりやむを得ない場合は別途協議すること。

2 縁石の高さは車道面に対して15cmを標準とする。ただし、当該道路の構造等を考慮して定めるものとする。

3 バス停部については別途協議とする。

4 縁石の設置に当たり、3～4m毎に水抜きブロックを設置すること。

5 乗り入れ部前後の歩車道境界ブロック上及び40m毎(直線部)に反射鋲を設置すること。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第14条 横断歩道部、巻込部、歩道橋、地下道、昇降部及びバス停部については、伊丹市高齢者、障害者等の移動等円滑化のための道路の構造に関する基準を定める条例に基づき視覚障害者誘導用ブロックを設置すること。

(植樹柵等)

第15条 道路幅員15m以上の道路については、歩道への植樹柵の設置及び樹種について道路管理者と協議すること。

(出入口)

第16条 車両の出入口の数及び幅については、必要最小限とするものとする。開発事業区域より車両の出入り口幅員については、 $W=4.0\text{m}$ (自家用車を基準)を基本とする。また、4.0m以上の幅員については、軌跡図等で別途協議するものとする。

(バス停車帯)

第17条 バス路線において安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認めるときは、伊丹市道路の構造基準等に関する条例に基づき、バス停車帯を設けるものとする。

(防護柵)

第18条 車両の路外逸脱防止と歩行者等の保護及び横断抑制のため、道路及び交通の状況に応じて防護柵を設置するものとする。この場合において、防護柵の構造等については、日本道路協会発行の「防護柵の設置基準」によるものとする。

(道路反射鏡)

第19条 交差部、曲線部等で必要があると認められる箇所には、道路反射鏡を設置するものとする。設置にあたっては、日本道路協会発行の「道路反射鏡設置指針」によるものとする。

(道路標識等)

第20条 交通事故を防止し、併せて交通の円滑化を図るため、道路法、道路交通法、伊丹市道路の構造基準等に関する条例に基づき、道路管理者及び公安委員会と協議を行い、道路標識、道路標示及び区画線を整備するものとする。

(橋梁)

第21条 道路橋示方書に基づき設計すること。

なお、設計にあたっては、構造的に十分な安全性及び耐震性が確保されていることのほか、維持・管理において、ライフサイクルコストを考慮するものとする。

(街路灯)

第22条 安全で快適な夜間交通と生活環境の増進に寄与するため、道路照明灯及び道路街路灯を設置するものとする。設置にあたっては、「伊丹市街路灯設置技術基準」によるものとする。

(道路の各部の名称)

第23条 この基準による道路とは、道路法の規定による道路のうち、建築基準法第42条に規定する道路とし、各部の名称は下図を参考とする。



(境界)

第24条 開発事業により、新たに設置される公共施設（道路）の用地には、道路管理者と協議を行い、境界標を設置するものとする。

(完了検査)

第25条 開発事業者は、開発事業に伴う工事の完了後、速やかに完了検査を受けるものとする。

(公共施設の移管)

第26条 開発事業により新たに設置された公共施設（道路）は、開発事業完了後、施設及び用地を市に移管するものとし、前条に規定する完了検査日までに、市の指示する完了図面、道路台帳図及び所有権移転に必要な書類を提出するものとする。

(その他)

第27条 第1条から前条までに規定するもののほか、開発事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 道路管理者以外のものが、道路に関する維持改築等の工事を行うときは、道路法第24条工事申請書を道路管理者に提出すること。
- (2) 市が埋設している境界標を破損したときは、速やかに復元すること。
- (3) 当該開発事業に係る路上広告は、一切しないこと。
- (4) 工事用進入道路を損傷したときは、道路管理者の指示通り復旧すること。
- (5) 工事期間中の進入道路の清掃・散水等は、定期的に行うこと。

付 則

(施行日)

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行日)

この基準は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

(施行日)

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 (1)

開発規模 区分		1,000㎡未満	1,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上	備 考
住 宅	一 般 区 画 街 路	6 m				1 戸 建 住 宅 お よ び 2 階 建 以 下 の 共 同 住 宅 等
	補 助 幹 線 街 路	6m		9m		
	幹 線 街 路	9m		1 0 m	1 2 m	
共 同 住 宅	一 般 区 画 街 路	6 m				3 階 建 以 上 の 共 同 住 宅 お よ び 車 の 出 入 の 少 な い 事 務 所 等
	補 助 幹 線 街 路	6m		9m		
	幹 線 街 路	9m		12m		
工 場	一 般 区 画 街 路		6m		9m	工 場 、 倉 庫 お よ び 事 務 所 等
	補 助 幹 線 街 路	9 m		1 2 m		
	幹 線 街 路		12m	1 2 ～ 1 5 m	1 5 m	

※開発面積が3,000㎡未満の道路幅員は、別途協議とする。

別表 (2)

上段 交差角 90° 前後
 中段 交差角 60° 以下
 下段 交差角 120° 以上

隅切り基準値 (単位:m)

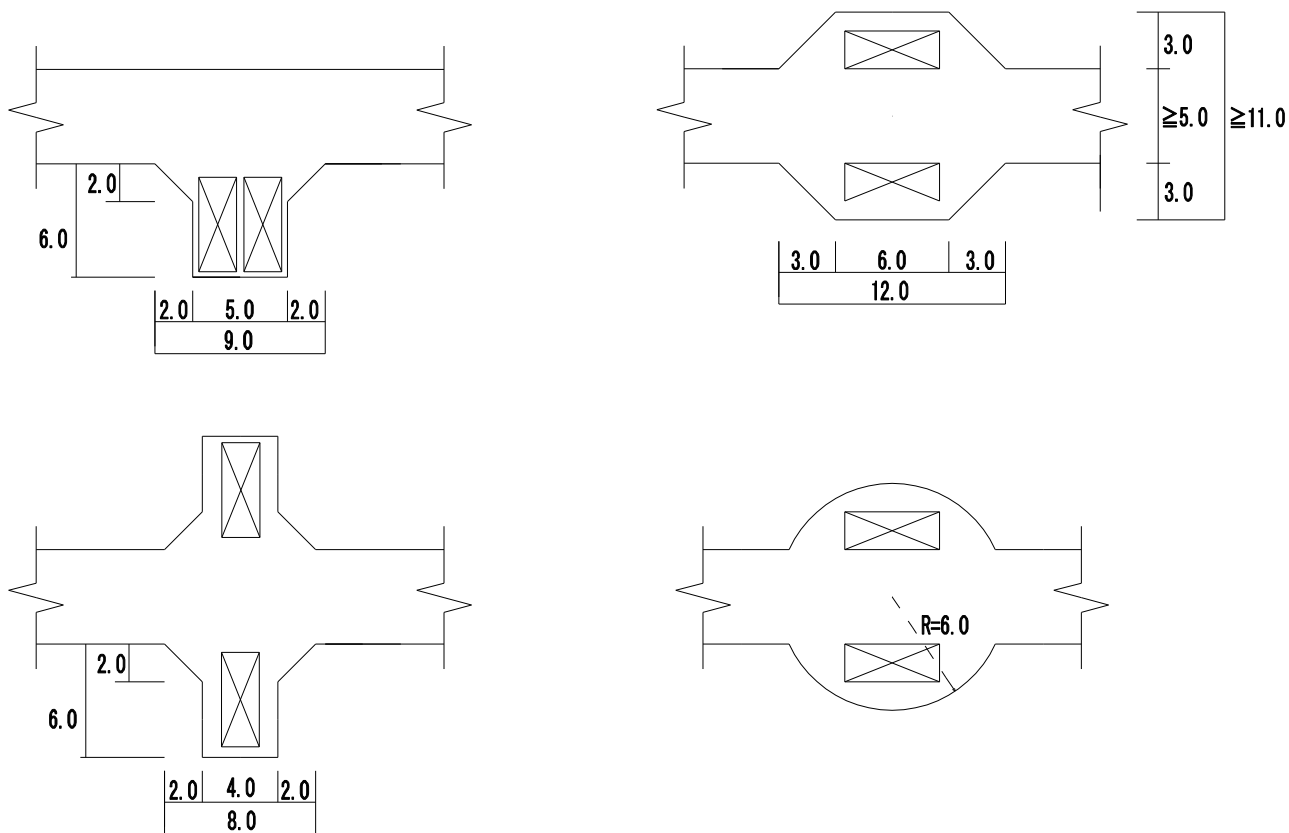
道路幅員	20m	15m	12m	10m	8m	6m	5m	4m
20m	10	8	6	5	5	5		
	12	10	8	6	6	6		
	8	6	5	4	4	4		
15m	8	8	6	5	5	5		
	10	10	8	6	6	6		
	6	6	5	4	4	4		
12m	6	6	6	5	5	5		
	8	8	8	6	6	6		
	5	5	5	4	4	4		
10m	5	5	5	5	5	5	4	3
	6	6	6	6	6	6	5	4
	4	4	4	4	4	4	3	2
8m	5	5	5	5	5	5	4	3
	6	6	6	6	6	6	5	4
	4	4	4	4	4	4	3	2
6m	5	5	5	5	5	5	4	3
	6	6	6	6	6	6	5	4
	4	4	4	4	4	4	3	2
5m				4	4	4	4	3
				5	5	5	5	4
				3	3	3	3	2
4m				3	3	3	3	3
				4	4	4	4	4
				2	2	2	2	2

※ 道路の幅員が表中の数値の中間値の場合には、直近下位とする。

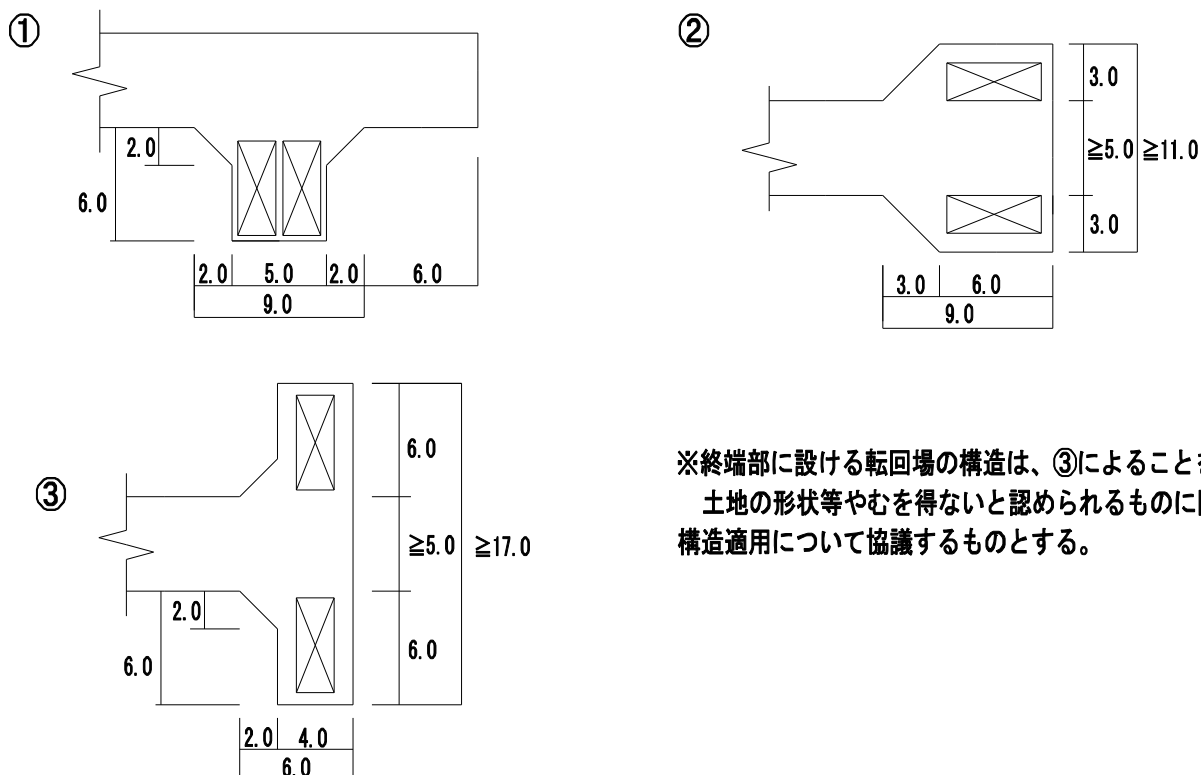
- 1) 交差部には隅切りを設け、隅切り長は上記に掲げる値以上とすること。
- 2) 道路交差角は60° 以上120° 以内とし、直角に近い角度とすること。
- 3) 著しい屈曲部には、道路を接続しないこと。

転回広場の基準（参考図）

道路の中間に設ける場合



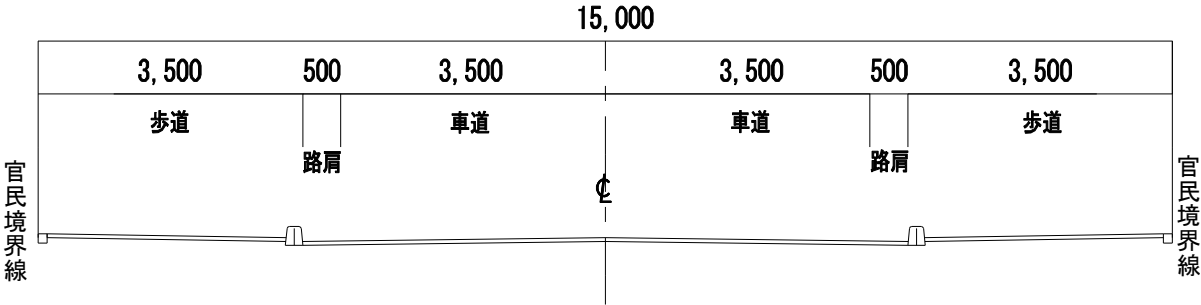
道路の終端に設ける場合



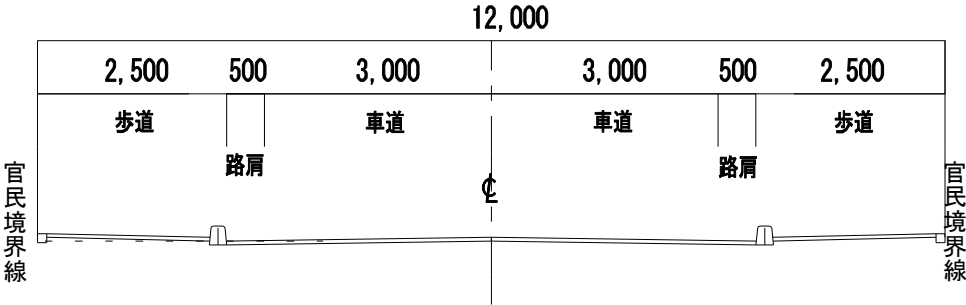
※終端部に設ける転回場の構造は、③によることを原則とする。
土地の形状等やむを得ないと認められるものに限り、①、②の構造適用について協議するものとする。

道路の横断面構成

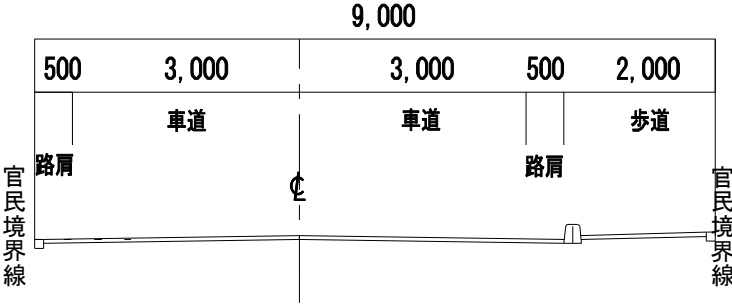
道路幅員 15 m



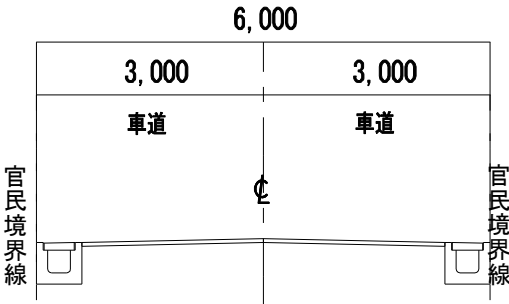
道路幅員 12 m



道路幅員 9 m

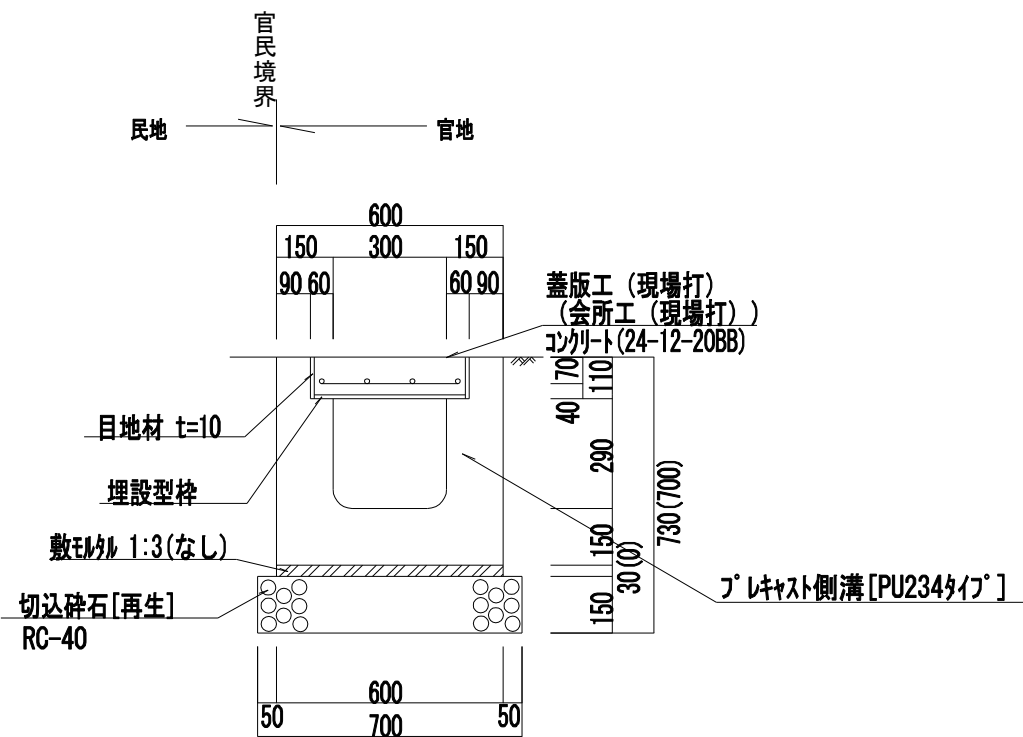


道路幅員 6 m

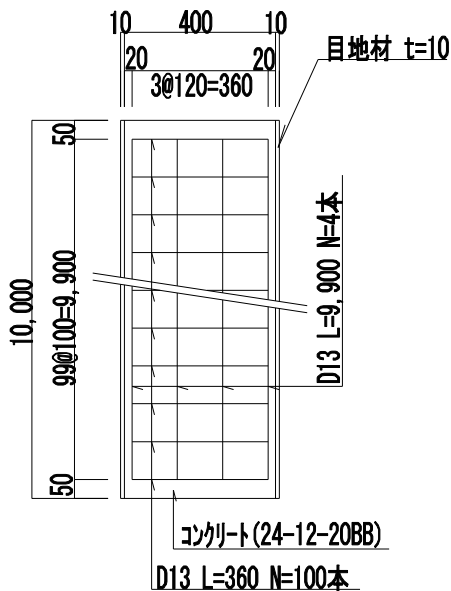


U型側溝工、蓋版工

※()は現場打の場合

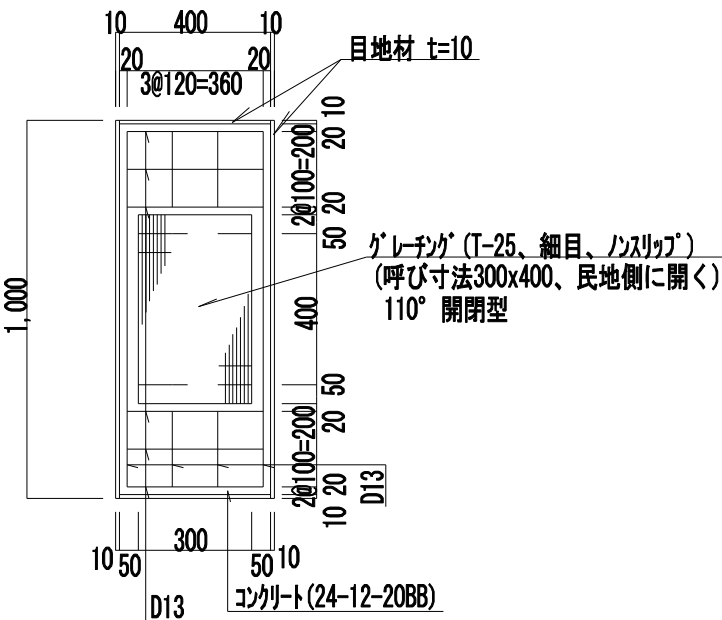


蓋版工 (現場打)

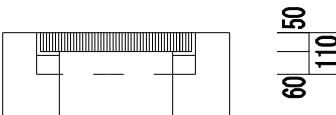
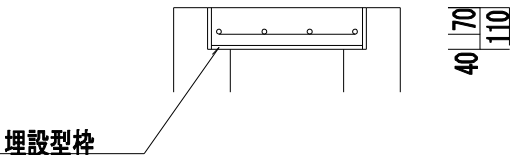


会所工 (現場打)

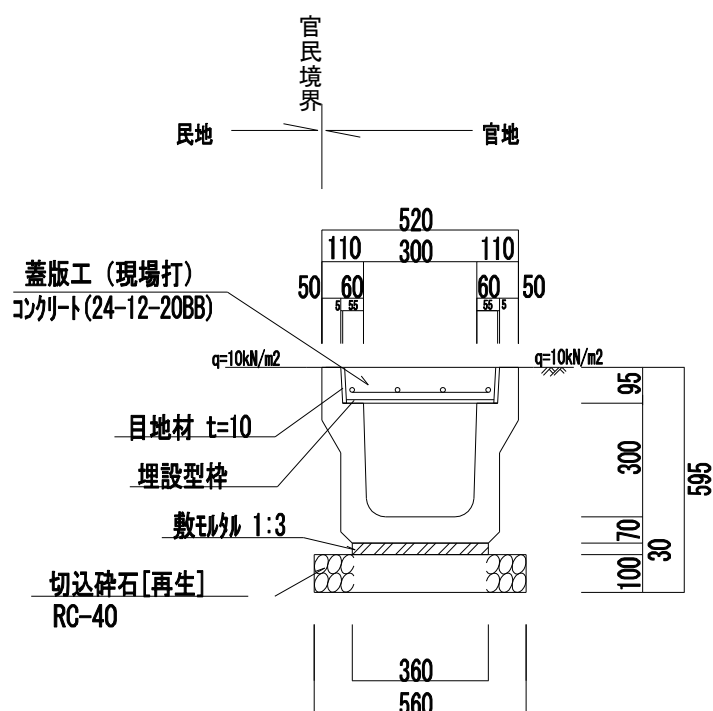
(蓋版工10m当たり1箇所設置)



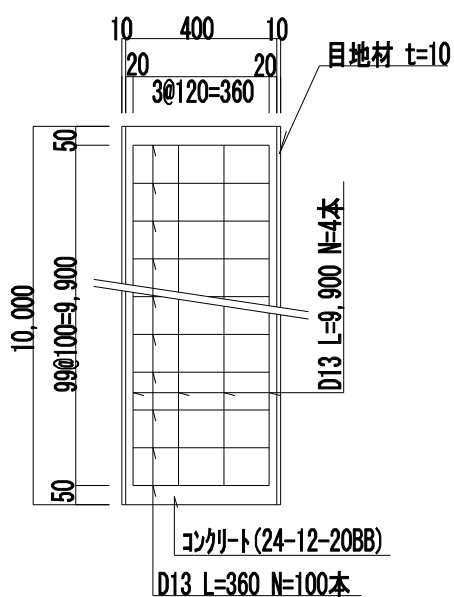
民地側



プレキャストU型 JIS側溝3種（車道用）

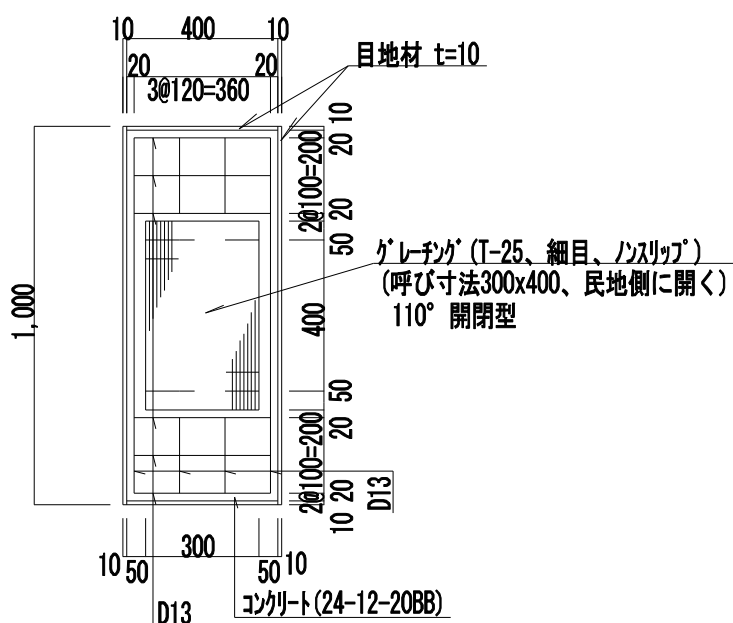


蓋版工（現場打）



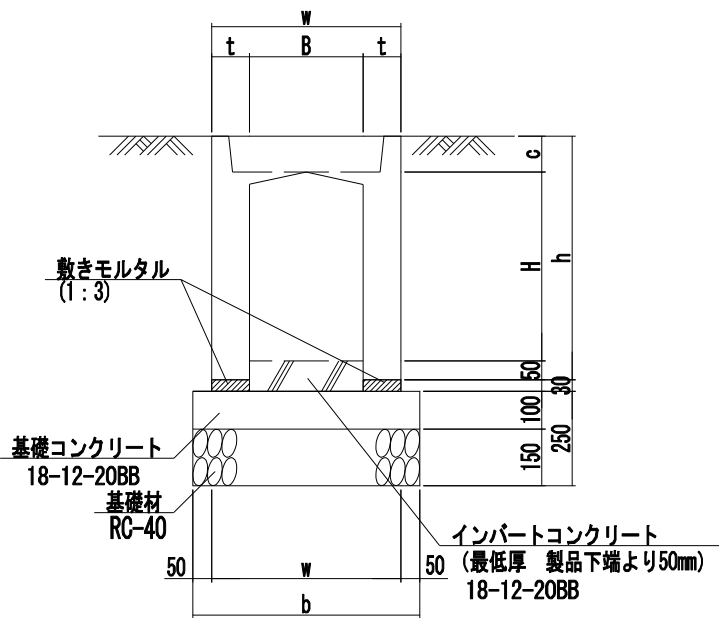
会所工（現場打）

（蓋版工10m当たり1箇所設置）

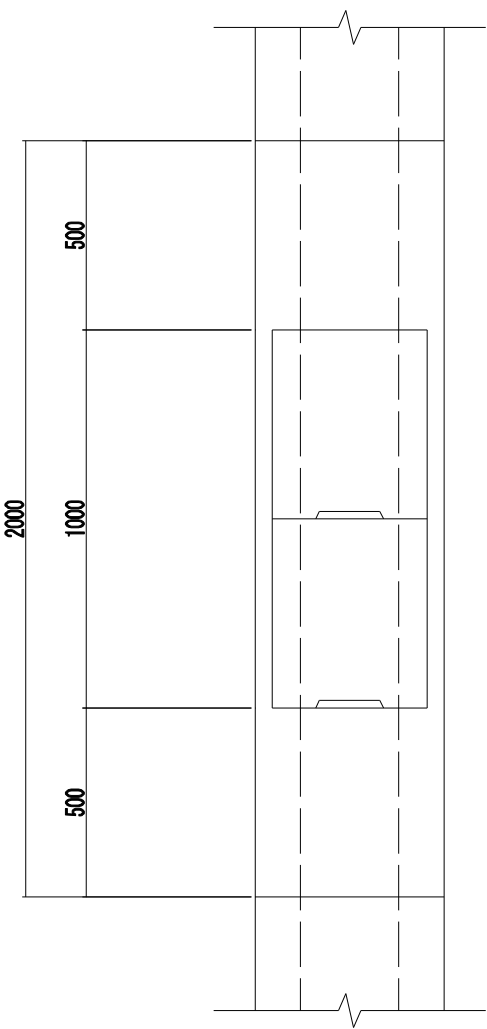


自由勾配側溝(門型側溝)

標準施工断面図



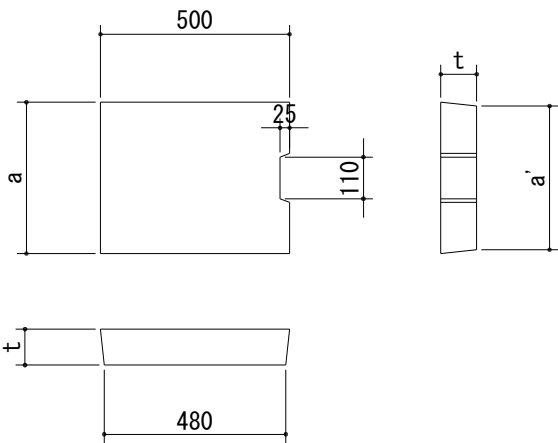
標準施工平面図



寸法及び材料表(参考)

呼び名			寸 法 表 (mm)					参考質量
B	x	H	w	t	h	c	b	(kg/個)
300	x	300	500	100	445	95	600	336
300	x	400	500	100	545	95	600	406
300	x	500	500	100	645	95	600	458
400	x	400	610	105	560	110	710	468
400	x	500	610	105	660	110	710	543
400	x	600	610	105	760	110	710	601

コンクリート蓋(車道用)



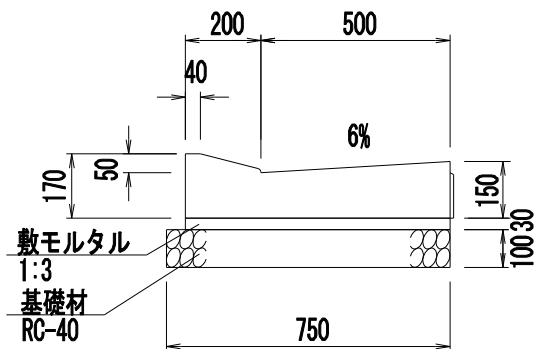
寸法表

	呼び名	寸 法 (mm)					参考重量 (kg)
		a	a'	d	t	t'	
	250用	350	330	—	95	—	36
	300用	400	380		95		41
	400用	500	480		110		60
	500用	600	580		125		83
	600用	700	680		140		109

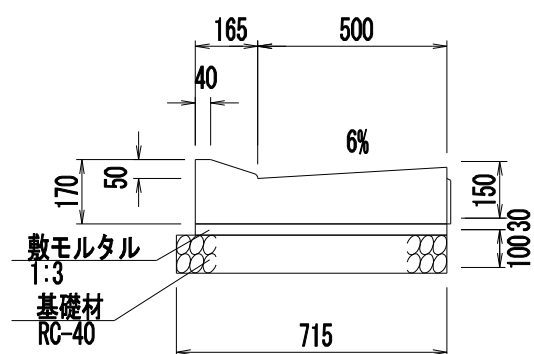
1. 車道用はT-25

L 型側溝工

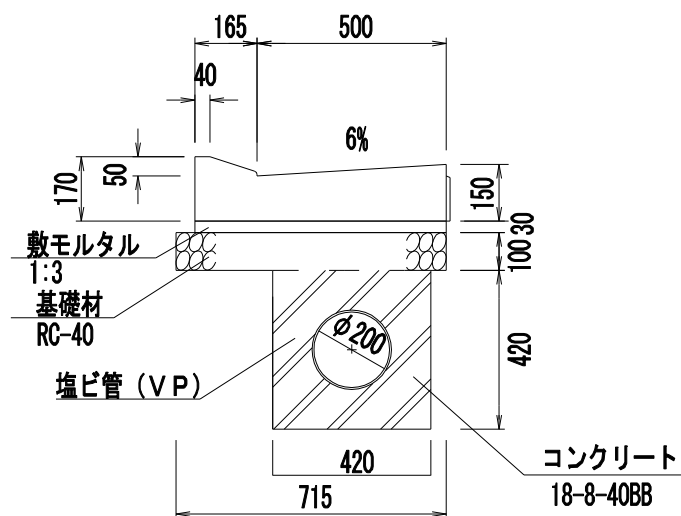
PG515-N-Bタイプ



PG515-N-Aタイプ

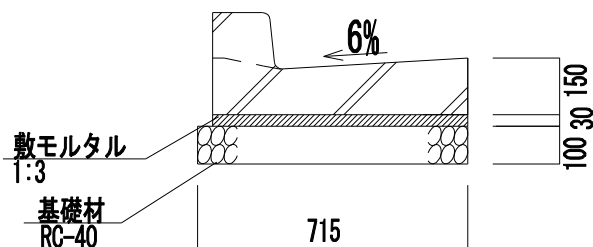


暗渠排水管を設置する場合

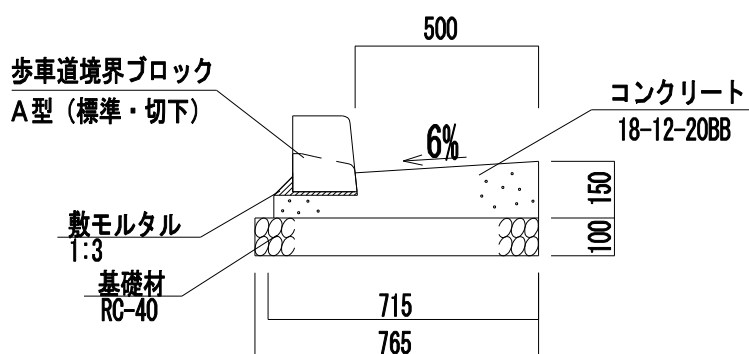


L 型街渠

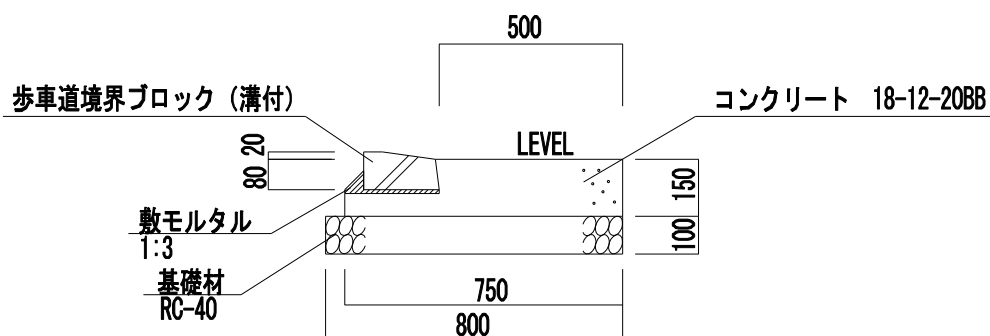
プレキャスト

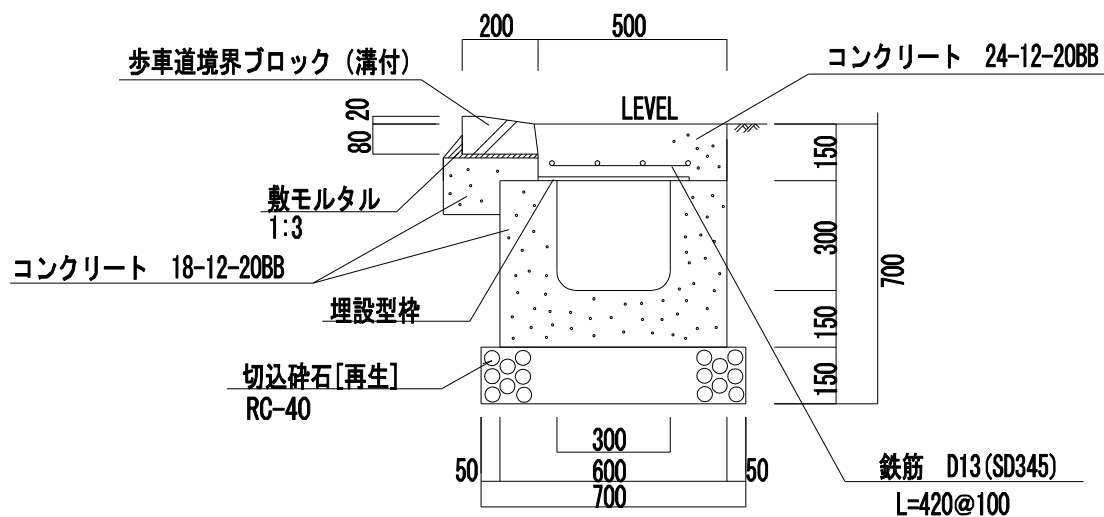
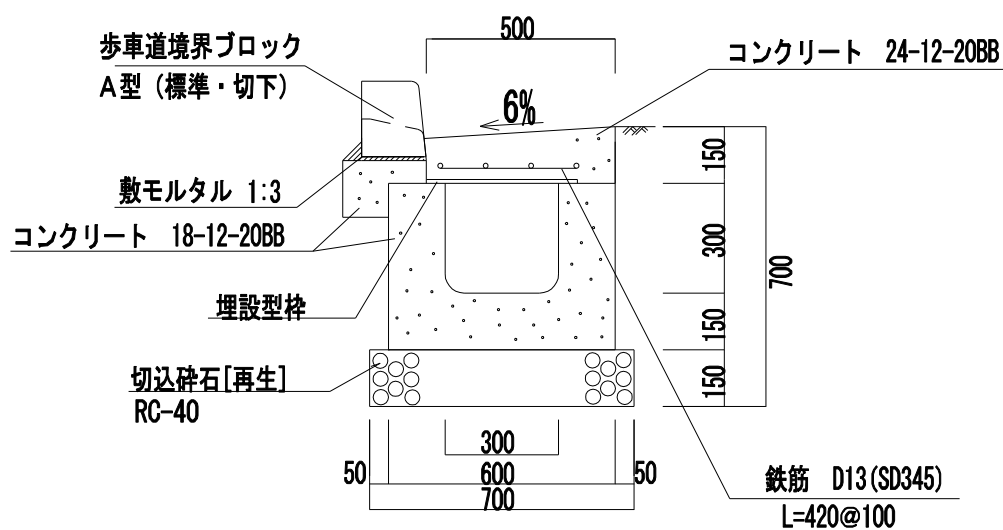
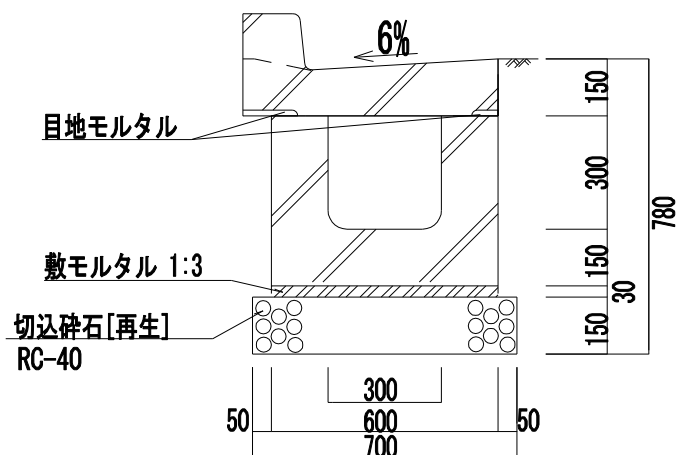


現場打コンクリート

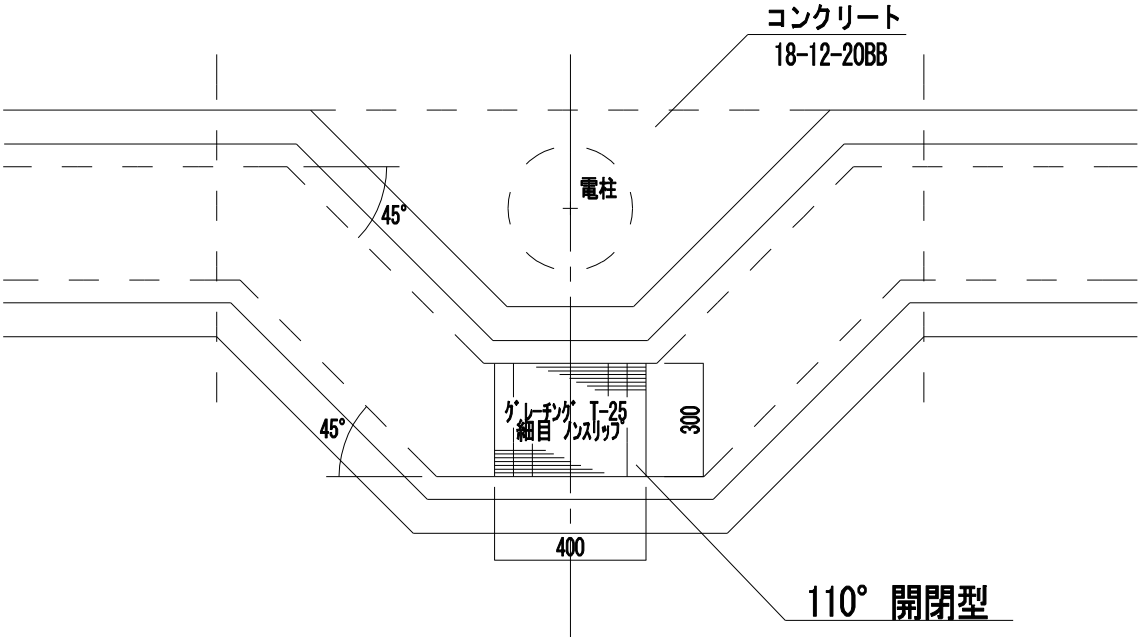


歩道巻込部



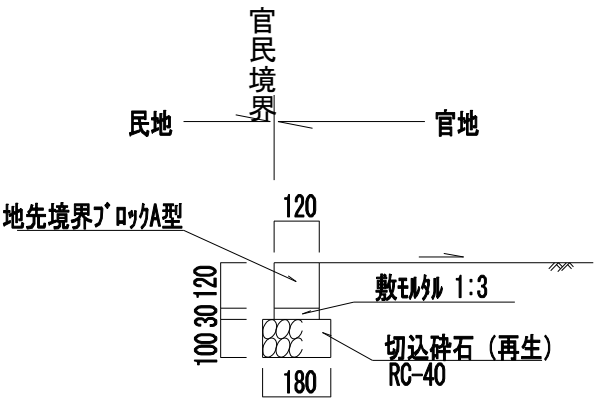


電柱迂回する場合



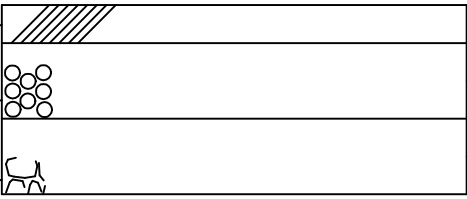
排水構造物を設けない場合

地先境界工

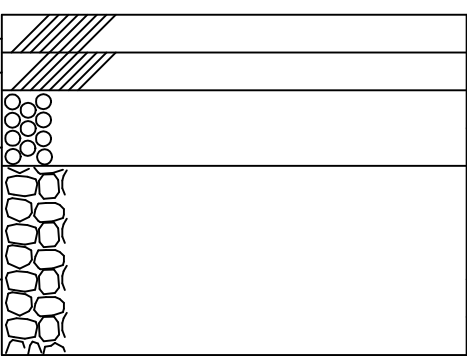


舗装構成図

道路幅員W=6～10m
舗装構成（N 4 交通・L 交通）

表層	密粒度アスファルト(13)		50	250
上層路盤工	粒度調整工 30mm (修正CBR80以上)		100	
下層路盤工	切込碎石工 30mm (修正CBR30以上)		100	

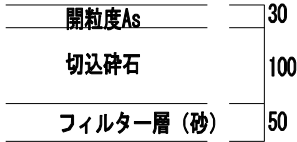
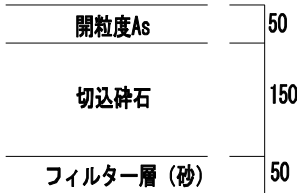
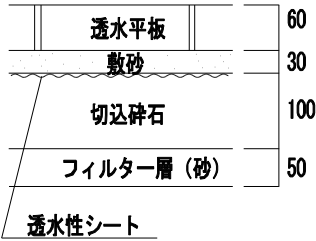
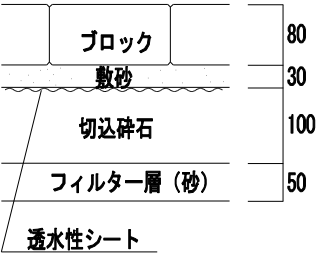
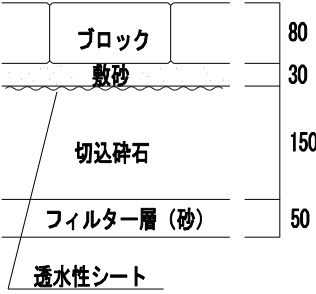
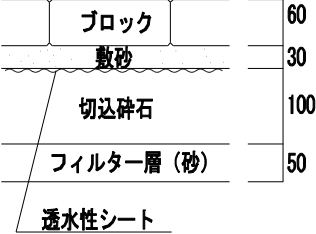
道路幅員W=12～15m
舗装構成（N 5 交通・B 交通）

表層	密粒度アスファルト(20)		50	450
基層	粗粒度アスファルト(20)		50	
上層路盤工	粒度調整工 30mm (修正CBR80以上)		100	
下層路盤工	切込碎石工 30-40mm (修正CBR30以上)		250	

別図(11)

歩道等の舗装（透水性舗装）

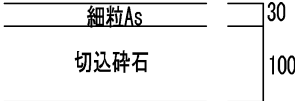
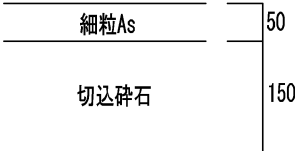
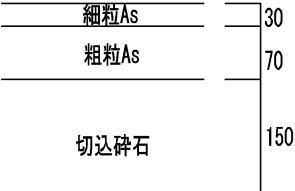
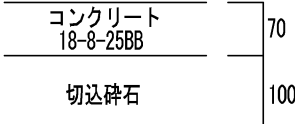
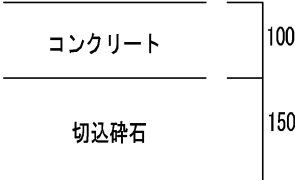
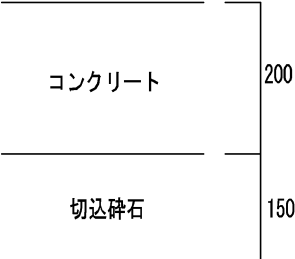
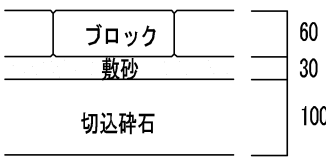
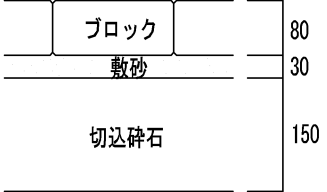
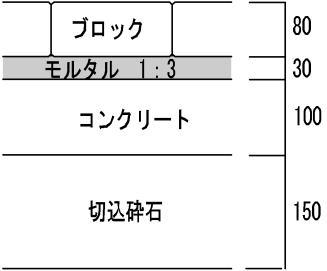
単位：mm

	一般部	4 t以下乗入部	4 t以上乗入部
開粒度アスファルト舗装 (13)			
	注) プライムコート、タックコートは施工しない。	ストリートアスファルトを使用する。	高粘度改質アスファルトを使用する。
コンクリート平板 (透水性)			
インターロッキング ブロック (透水性)			
レンガブロック (透水性)			

別図(12)

歩道等の舗装（透水性舗装以外）

単位：mm

	一般部	4 t以下乗入部	4 t以上乗入部
アスファルト舗装			
コンクリート舗装			
インターロッキング ブロック			
レンガ・タイル	